

宮城県行政評価委員会  
政策評価部会（平成29年度第2回）

日 時：平成29年7月11日（火曜日）

午前10時から午前11時45分まで

場 所：行政庁舎9階 第1会議室

平成29年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成29年7月11日（火）午前10時から午前11時45分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

出席委員：井上 千弘 委員      本図 愛実 委員      内海 康雄 委員  
            高力 美由紀 委員      佐々木 恵子 委員      佐藤 健 委員  
            福本 潤也 委員

欠席委員：稲葉 雅子 委員      寶澤 篤 委員

司 会      ただいまから、「宮城県行政評価委員会平成29年度第2回政策評価部会」を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部長の伊東昭代より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長      おはようございます。

震災復興・企画部長の伊東でございます。開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、そして気温も上がりまして大変暑くなっております中で、宮城県行政評価委員会政策評価部会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

県の政策評価・施策評価につきましては、5月23日に第1回目の政策評価部会を開きまして、その後、延べ9回にわたって分科会を開催させていただき、本日、第2回部会を開くことができました。委員の皆様には本当にお忙しい中で、短期間集中して御審議いただきましたことに、改めまして感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

今回からは審議の仕方も変えて進めさせていただいたということでございます。各分科会におきましては、県の評価原案に対しまして、専門的な見地、あるいは県民の視点からさまざまな御意見、御助言をいただいたと伺っております。県といたしましては、皆様から頂戴いたしました貴重な御意見等を十分に受けとめまして、今後、県政運営に生かしてまいりたいと考えております。

本日の政策評価部会では、各分科会の審議結果をもとに行政評価委員会としての答申案を御審議いただくということになっております。答申案がまとまりましたら、知事に答申をいただきまして、その後、県において御意見に対する対応方針を取りまとめた上で、最終的な評価書を作成いたしまして、議会に報告するとともに公表させていただきたいと考えております。

本日は、限られた時間でございますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

司 会 なお、部長の伊東は他の公務のため、これにて退席させていただきます。

震災復興・企画部長 よろしく願いいたします。失礼いたします。

司 会 続きまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日は、全9名の委員の半数以上の御出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により井上部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

井上部会長 それでは、議事に入らせていただく前に一言だけ御挨拶をさせていただきます。

本日は、お暑い中、第2回の政策評価部会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど部長からも御挨拶ありましたように、本年度は審議の仕方を改善して、少なくとも分科会の開催回数に関してはかなり削減をすることができました。あとは、今までと同じような評価の議論の質が保てるかどうかですが、それにつきましては、後ほど少し時間をとって皆さんの御意見を伺いながら、今年度の取組の総括と、もし次年度に向けての課題などがあれば、その辺を議論させていただければと思います。

まずは本年度の部会の審議結果をまとめて、答申案をつくるというところが今日の課題になっておりますので、短い時間ではございますけれども、活発な御議論をお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、議事に先立ちまして、議事録署名委員を指名したいと思います。前回の第1回政策評価部会では、佐々木委員、佐藤委員に議事録署名委員をお願いいたしました。本日は内海委員と、本図委員をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、会議の公開についてでございますが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により当会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会場に提示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従って議事を進めてまいります。

まず、次第の議事（1）「平成29年度政策評価・施策評価に係る県民意見について」、事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 平成29年度政策評価・施策評価に係る県民意見について、お手元の資料1を御覧ください。

県民の皆様からの御意見の聴取については、政策評価・施策評価の基本票を5月23日に公表し、各政策、施策に対する県の自己評価状況を県民の皆様が直接御覧いただくという形で実施いたしました。意見の募集期間は、5月23日から6月23日までの31日間となっており、この間、県のホームページ等で情報提供を行

いましたほか、新聞やラジオ、メールマガジン、フェイスブック、地上デジタルデータ放送による周知や、県庁や各地方振興事務所、市町村の庁舎におけるチラシの配布を行いました。

結果といたしましては、4の意見提出件数に記載のとおり、意見の提出がございませんでした。県といたしましては、引き続き、県民意見の聴取方法について工夫と努力を行って改善してまいりたいと考えております。

以上で、議事(1)「平成29年度政策評価・施策評価に係る県民意見について」の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

井上部会長 どうもありがとうございました。

昨年も県民意見募集をどうやって周知していくかということをお議論いただいていて、それを受けていろいろ工夫もされていたのですが、結果的には、意見の提示はなかったということでございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等がございますか。

やはり行政評価、施策評価や政策評価というのはすごく漠然として、なかなか意見を出しにくいのかなというところもあると思います。例えば他の都道府県でも同じようなことをやられていると思うんですが、他県のパブリックコメントの状況とか、もしお分かりでしたらお願いします。

企画・評価専門監 今手元に資料はないのですが、意見募集を実施している都道府県もあると思いますので、そちらについては、各都道府県からの調査など、過去のものを調べて当たってみたいとは考えております。

井上部会長 個別の問題になりますと、意見も出しやすいとは思いますが、まとまったものとなると、意見を求められても、どう出せばいいのかということが難しいのかなとは思いますが。ただ、やはり意見を伺うということは非常に大事なことでございますので、もし何か参考になる事例などがあれば、そういうものも少し調べていただくということをお願いできればと思います。

企画・評価専門監 承知いたしました。今、部会長からお話のあった他の評価ですけれども、昨年実施した大規模事業評価と、それから公共事業再評価については、1件ずつではありましたが、それぞれ県民意見が寄せられています。事業が特定されるものと意見を寄せてくださるというケースはございますので、御指示がありましたように、他県の状況等を参考とし、また、新しい周知方法なども考えながら、工夫してまいりたいと思います。

井上部会長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

佐藤委員 意見ではありませんが、参考までにお伺いできればと思います。メルマガ・みやぎというのは、限られた県民の方だけに配信されるのでしょうか。また、どれぐらいの人数に県政情報が行き渡るのか、登録者数を教えていただければと思います。

企画・評価専門監　　今、手元には数字はありませんが、県の広報課に登録している数になります。こちらから発信する情報としては、もちろん行政評価全体だけではなくて、県のさまざまなトピックス、情報、関心の高いもの等を発信しているという状況になってございます。

佐藤委員　　県民の方が御自身で登録されるから、県政に対してもともと関心をお持ちの方が登録しているという理解でよろしいでしょうか。

企画・評価専門監　　そうです。

佐藤委員　　ありがとうございます。

井上部会長　　そのほかございますでしょうか。  
それでは、次の議事に移らせていただきます。  
続きまして、議事（２）「平成 29 年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について」、事務局から審議経過等の御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監　　それでは、お手元の資料 2 を御覧ください。  
平成 29 年度政策評価・施策評価に係るこれまでの審議経過、本日の議事内容、それから今後の予定の 3 点について御説明申し上げます。

初めに、これまでの審議経過でございます。

資料に記載のとおり、5 月 16 日に平成 29 年度政策評価・施策評価について知事から諮問がなされ、5 月 23 日に第 1 回の政策評価部会が開催されております。その後、各分科会が資料に記載されている日程で順次開催され、政策評価・施策評価基本票をもとに県の評価原案について御審議いただきました。

各分科会の審議結果につきましては、さきに委員の皆様方に取りまとめでいただきました審議結果報告書をもとに、資料 3「平成 29 年度行政評価委員会政策評価部会分科会審議結果報告書」にまとめております。また、この資料 3 をもとに、資料の 4「平成 29 年度政策評価・施策評価について（答申）（案）」を作成しております。

一例としまして、資料 4 の 16 ページを御覧ください。16 ページ以降が、各分科会で御審議いただきました内容が記載されているものになります。16 ページ冒頭から政策の概要等が記載されておりまして、17 ページの中ほどの、政策を推進する上での課題と対応方針（原案）、こちらの表までは、既に県の原案としてお示ししているところですが、それに続いて、一番下の表に、評価原案に対する行政評価委員会の意見を記載しております。この意見欄には、政策に対する県の評価原案に対する判定とその理由、それから、政策を推進する上での課題と対応方針についての意見を記載しており、内容につきましては、資料 3 の審議結果報告書の内容と同一となっております。

以下、次のページ以降に掲載されておりますが、施策評価、それから、震災復興計画に係る政策評価・施策評価についても同様の構成となっております。

資料 2 にお戻りください。

次に本日の審議の進め方について御説明申し上げます。

資料の中ほどにございますとおり、本日議事の(2)といたしまして、この後、各分科会から審議結果について御報告をお願いしたいと考えております。その際は、県の評価原案及び評価の理由や課題と対応方針を取りまとめました先ほどの資料4をお使いいただければと思います。

続く、議事の(3)では、各分科会の御報告を踏まえ、資料4の答申案の内容について御審議をいただくこととしております。

最後に、資料2に戻りまして、今後の予定について御説明申し上げます。

本日、御審議いただきます答申案については、7月24日に知事に答申をしていただく予定としております。答申を受けまして、県では行政活動の評価に関する条例第10条の規定に基づき、答申に対する県の対応方針、最終の評価結果を記載した評価書を作成し、9月中旬に公表する予定となっております。

なお、資料にはございませんが、将来ビジョンと震災復興計画に包含される位置づけとしております地方創生総合戦略に基づく施策については、御審議いただきました政策評価・施策評価と一体的に評価されておりますので、いただいた御意見は地方創生総合戦略についても最終評価に反映させてまいります。また、国の交付金事業となっている地方創生戦略事業についても、国への実施報告に当たりまして、政策評価・施策評価の審議内容を踏まえ報告していきたいと考えておりますので、御承知いただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

井上部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今、事務局から御説明していただいた流れに沿って議事を進めさせていただきますかと思います。

最初に、各分科会長から審議結果について御報告をお願いしたいと思います。各分科会の分科会長から、それぞれ10分以内で分科会の審議状況等をかいつまんで御報告いただければと思います。資料に関しましては、先ほど事務局から御説明がありましたように、資料4を使っていただければと思います。

先ほど御説明がありましたが、まず、この場では、各分科会からの御報告をいただきまして、その上で、報告内容に関する質疑につきましては、その次の議事、(3)「平成29年度政策評価・施策評価に関する答申案について」の中で行いたいと思っておりますので、あらかじめ御承知いただければと思います。

それでは、まず初めに、第1分科会の審議結果につきまして、分科会長である内海委員から御報告をお願いいたします。

内海委員 それでは、第1分科会から報告をさせていただきます。

第1分科会は、資料4の3ページにありますとおり、3回開催いたしました。対象になる政策と施策につきましては、資料3の1ページを御覧ください。委員は、内海、稲葉委員、高力委員の3名で、審議対象は、宮城の将来ビジョンの体系の政策1から政策5、それから、宮城県震災復興計画の体系の政策3と政策4となります。大まかに申し上げますと、主に商業、工業、農林水産業の分野についての7つの政策、19の施策ということになります。

それぞれの判定につきましては、資料4の9ページを御覧ください。

1番目の政策については、育成・誘致による県内製造業の集積促進ということ

ですが、一つひとつ読んでいくと大変なので、全体的に言いますと、政策については、7つの政策のうち、「適切」が6、それから「概ね適切」が1、「要検討」は0ということになっております。施策については、19の施策のうち、「適切」が16、「概ね適切」が3、「要検討」は0ということになっております。

施策について、「概ね適切」とした主な判定の理由につきましては、目標指標について、統計の時期のズレなどにより、実績値が把握できないものや、実績値だけでは施策の成果を十分に把握できないものがございました。従いまして、目標指標を補完するデータですとか、事業の成果等、具体的に成果を分かりやすく示すことが必要と考えております。

それから、政策について「概ね適切」とした主な判定の理由としては、施策に付した意見を踏まえて、施策間を横断する取組の状況についての評価の理由を示す必要があることです。御覧になっていただくと分かるかと思いますが、政策の記載内容を見ると、施策について個別に書いてあるのですが、それぞれを横断的に見たときの評価の理由が書かれていないところもあるということでございます。

それから、課題と対応方針については、4つの政策と11の施策に意見ありということで報告をさせていただいております。施策への意見については、より具体的に短期的な課題と対応方針を示した方がいいということや、取組内容について、例えば園芸では、どういう品種について取り組むかなど、一般的なことは書いてあるのですが、その辺を具体的に書いてはどうかということを挙げております。

それから、政策についての主な意見としましては、先ほども申し上げましたが、施策ごとについての記載のみとなっておりますので、政策全体の課題と対応方針についても示す必要があるということも挙げております。

それから、全体について、気がついたことを幾つか申し上げますと、内陸のインフラと産業は、昨年までで大体復旧しております。一方で、沿岸については、インフラは結構ですけれども、そのほかの、例えば水産業の担い手であるとか、失われたマーケットや流通経路の回復ですとか、そういったところが昨年度よりは進んでいるけれども、これからまだ必要であろうと思っております。

それから、観光につきましては、さまざまな施策を展開されているわけですが、リピーターとか、これからの持続性について考えたかどうか。政策・施策上しようがないのですが、観光もそうですし、雇用についてもそうですけれども、こういった支援があった後をどう考えていくかということが課題としてあると思います。

それから、風評被害についてです。これはいろいろな取組がありますが、国によっては、まだやっぱり風評を気にしてか、門戸を閉ざしているところがありますので、そういったところについても引き続き働きかけをしていただきたいと思います。

一つ良かったと思ったのは、これらの政策とか施策をつなぐ、コーディネーターの方がいらっしゃるわけですが、今年のアヒリングでは、宮城県全体で、把握しているだけで800人を超える人数がいるということでした。それぞれの施策の中にコーディネーターの方がいらっしゃるわけですが、その間の連絡もとっているということをお聞きしまして、大変いいことだと思いました。特にこういったものを利用される県民や企業などにとっては、終わった後、どこで何をすればいいのかわからないときに大変助けになるし、コーディネーターが、そ

ういったものをさらに結びつけていくことになるのではないかと思います。

短いですが、以上でございます。

井上部会長 どうも丁寧な説明、ありがとうございました。

続きまして、第2分科会の審議結果につきまして、分科会長である本図委員から御説明をお願いいたします。

本図委員 第2分科会は、教育、福祉、医療を担当しております。資料3を見ていただきますと、佐々木委員、實澤委員、コンパクトシティのところでは福本委員、それから私本図ということで、大体は3名、一部4名という体制で審議をさせていただきました。

それでは、資料4の10ページを御覧いただきたいのですが、政策推進の基本方向2に出ておりますようなところが当分科会の担当でございました。

1ページめくっていただきまして、12ページの震災復興のところでは、政策番号2番、6番のところ、同じく教育、福祉、医療の担当でございました。震災復興のほうは、教育、福祉、両分野は主にハードの復興ということでして、ほぼ「概ね順調」というところについて、「適切」という判断をしております。

1枚また戻っていただきまして、10ページになりますが、こちらのほうについては、1つ、政策8の施策22、「要検討」というものを1つ、つけさせていただきました。この施策の個票は94ページでございます。目標指標の4にCがついているのですが、ほかのところは、非常に目標指標に沿って頑張っておられるので、お聞きしましたら、この目標指標がCなので、「やや遅れている」という判断にしたということでした。これについては、95ページの委員会の意見にも書いてございますが、目標指標がCというところだけではなく、全体的なところも評価していいかなというところで、この「要検討」はむしろ『やや遅れている』ではなく、もう少し上位の評価でもいいのではないのでしょうか」というような意味でございます。

一方、目標指標の適切性などは例年出ているところですけども、例えば、率直に申し上げますと、10年以上、行政評価が始まってずっと継続的に成果として低いのではないだろうかというものがございまして、1つは、教育の分野で言いますと、子供の学力、それから不登校のところ。それから医療の分野でいうと、3歳児の虫歯発生率と、救急医療の搬送時間、こういうものが指標に上がっているのですが、これがずっと全国の中で比べて40位前後だということで、目標指標のあり方云々よりも、そもそもとして、県民としても非常に大事で分かりやすいそういった指標に対して、他県と比較した成果がずっと低いままというのは、もっと抜本的な対応というものもあるのではないかなというようなことが、今年大きく議論になった点でした。

もちろん担当の方も手をこまねいておられるわけではなく、一生懸命やっておられるのですが、不登校、学力向上というところで、成果がなかなか見えてこないということで、不登校の在籍者比率を改善するといってもなかなか難しいということであるならば、短期で達成できるものを、課題と方針でもう少し明記していただいてはどうだろうかというようなところを主として、意見として付しておりました。以上です。

井上部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、第3分科会の審議結果につきましては、分科会長である私から報告させていただきます。

まず、資料3の1ページを御覧ください。

第3分科会は、佐藤委員、福本委員と、それから私の3名で構成されておりまして、3回の分科会を開催しております。

第3分科会の審議対象としているのは、宮城の将来ビジョンの体系の政策11から政策14の4政策で、構成される施策は全部で7施策ということになります。政策12と政策13は、1政策1施策という対応になっているものでございます。同じく、宮城県震災復興計画の体系につきましては、政策1、政策5、政策7の3政策で、この中には全部で10の施策がございます。第3分科会の担当の範囲というのは、環境、防災、社会資本、そういった関係の内容が主体になります。

審議結果の概要につきましては、資料の11ページ、それから12、13ページのところを御覧いただければと思いますが、まず、将来ビジョンに関しましては、11ページにまとまって記載されております。政策推進の基本方向3の「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」というのが基本方向になりまして、先ほど申しましたように、この中に4つの政策、7つの施策があるということになっております。

まず、審議結果の概要につきましては、こちらでは1政策が「要検討」、それから3政策が「概ね適切」となっております。それから、施策でいいますと、2つの施策が「要検討」、残り5つが「概ね適切」というような評価になっております。概要については後ほど、特に「要検討」のところにつきましてはもう少し詳しく御報告いたします。

それから、ページをめくっていただきますと、震災復興計画の評価結果の概要がございます。先ほど申しましたように、政策番号で言うと1番、それから次のページの5番、同じく7番、この3つの政策が担当範囲になっておりまして、こちらは3つの政策、それから全部で10の施策がございますけれども、いずれも「概ね適切」というような評価結果になっております。

先ほど申しました宮城の将来ビジョンの政策11については、資料4の110ページを御覧いただければと思います。まずは施策からということで、112ページ、113ページをお開きいただければと思います。

こちらの施策27「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」というところですが、県の評価としては「概ね順調」となっておりますけれども、中身を見ても、確かに太陽光発電のところは非常に伸びているのですが、それ以外の部分が余り芳しくはないと。目標指標の達成度だけ見るとB評価になっているようなものでも、例えば前年度からほとんど伸びていないとか、ものによっては前年度よりも少し下がっているようなものもありまして、施策全体としては、余り進んでいないのではないかと。一つの項目だけの伸びで評価をしているようなところがあるので、もう少し全般を見据えて評価をしたほうがよろしいのではないかとという意見がございました。それから、特に太陽光発電システム等に関しましては、やはり国の政策あるいは事業にかなり引っ張られるところがあって、その評価をどう考えるのかといった記載も少し欠けているところがあったので、その辺を含めて分析し、全体を見直したほうがいいのではないかと、

ここまで評価できないのではないかというような意味で「要検討」という判定を下しております。

それから、次に、114 ページ、115 ページの施策番号 28「廃棄物等の 3 R と適正処理の推進」について。県の施策評価の原案は「やや遅れている」となっておりますが、その根拠が、県民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量が目標に対して達成度 C というところで、担当部局としてはここが非常に悪いので、「やや遅れている」という評価だということだったのですが、116 ページに、委員会の意見として簡単にまとめてございますけれども、まず、一般破棄物の処理というのは、県が直接やる事業ではなくて、市町村が主に担当する事業であると。県はそれの全体の方向性とか状況を取りまとめているもので、やはり県が直接担当する事業ではないというあたりをもう少し考えられたほうがいいのではないかと。むしろ、県が直接担当する産業廃棄物の処理等については比較的順調に推移しているというような状況もありますので、その辺を総合的に再度評価したほうがいいのではないかとということで、これはもう少し高い評価をしていいのではないかとという意味で、「要検討」というような判定をしております。

110 ページの政策 11 は、今説明した 2 つの施策から構成されておまして、その 2 つの施策の評価を両方とも見直してくださいということから、当然、その政策評価自体も改めて検討してほしいということで、ここも「要検討」としております。もしかすると、最終的な県の評価は「概ね順調」のままということになるのかもしれませんが、ただ、その中身の各施策の評価を再検討ということで、それを踏まえて、再度、県として検討してほしいという意味で「要検討」としております。政策 11 に関しては、県の評価を見直してくださいというかなり厳しいコメントを付しております。

そのほかの各政策・施策についてはいずれも「概ね適切」ということで、その多くには課題と対応方針のところについても、意見ありということでコメントを付しております。何年か私も担当しておりますけれども、特に施策評価のところは、書き方や指標の分析の仕方も全体としてはかなり改善されてきていて、目標指標だけではなくて、いろいろな要因を踏まえて分析されている施策が増えてきておりますし、目標指標だけで説明できないようなものについてはある程度の補助資料も用意していただいているというところで、まだ 100% というわけではないですが、かなり従来に比べると良くなってきているのかなという印象を持っております。

その一方で、政策評価については、「概ね適切」というような評価は下しているのですが、中身を見ていきますと、ほとんどの政策評価が各施策評価で記載されたことが羅列されているだけで、施策を横断的に見て、政策として評価するとか、そういったものがなかなか見受けられないという状況で、その辺については、改善の余地があるのかなと思いますし、ある意味、県全体としての課題になってくるのではないかなという思いを持っております。

最後のところは個人的なコメントも少し挟んでしまいましたけれども、以上が第 3 分科会の報告ということになります。

各分科会の審議結果については一通り御報告いただいたということで、続きまして、議事（3）「平成 29 年度政策評価・施策評価に係る答申案について」の審議に入りたいと思います。

まず、お手元の資料4、2枚めくっていただくと目次というものがあります。そちらをお開き願います。

答申案につきましては、この目次に記載のとおり、「Ⅰ 答申に当たって」、「Ⅱ 調査審議の方法」、「Ⅲ 調査審議の結果」、それから、「Ⅳ 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」、この4つの項目から構成されています。

答申案の審議につきましては、まず、今各分科会から御報告いただいた、「Ⅳ 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」から審議をお願いしたいと思います。

この資料の15ページ以降がⅣの部分に当たるわけですが、ただいま各分科会長から御報告いただきました審査結果につきまして、何かお気付きの点、あるいは分科会の各メンバーの方から補足の意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、御意見、あるいは御質問等でも結構ですので、よろしく願いいたします。

内海委員 では、質問させていただきます。指標について、いろいろ意見が出てきていますが、これはやはり途中で変えられないものですね。最初に設定したら、3年か4年ぐらいやらないと傾向が分からないということとか、途中で新たに指標を加えても、また調べるのが大変かなとか、いろいろ意見が出てきたのですが。

企画・評価専門監 基本的には、ビジョンも震災復興計画も、最初に設定した目標指標をずっと追いかけていくようにはなっているのですが、来年から震災復興計画の発展期になりますので、一つ区切りがついて新しい実施計画を策定する時期を迎えます。目標指標を理由なしになくすということではできないのですが、加えるものがあるとか、あとはもともと何かの計画の中に目標が設定されていて、それをそのまま使用しているものについて、元となる計画が見直しの時期を迎えて新しい計画になったので、指標も変わりますとか、そういうことはあり得ますので、全く変わらないということではありません。実施計画が見直し時期を迎え、策定の作業をしておりますので、政策評価部会の中でいただいた御意見については、計画担当に知らせております。

内海委員 ありがとうございます。

指標について、実績値の把握が統計的にどうしても半年とか1年遅れてしまうけれども、それでも必要な指標もあるでしょうし、それから、新たに指標を加えるとしても、一つの指標で全体は現  
せないで、なるべく手元にある統計で説明できるようなことがあればぜひ検討していただければと思います。ありがとうございました。

企画・評価専門監 今回、意見をつける中で、補助指標のことであるとか、それから参考となる統計データがないものもありましたが、参考となるほかの資料、ほかの調査であるとか、ヒアリングであるとか、そういったもので補足してくださいというようなことを御意見でつけていただきましたので、それは委員会の意見として答申の中には反映しております。

高力委員 分科会に関しては、内海分科会長からお話しいただいたとおりでございます。あと、先ほど井上部会長もおっしゃっていましたが、政策があつて施策があるということについて、去年から参加させていただいて見ていると、施策があつて政策があるというか、施策のまとめが政策になっているようですので、そうではなくて、やはりまず政策があつて、政策における方向性があつて、そこに一つひとつの施策がくっついていくということが望まじきあり方かなというふうに思っています。先ほど事務局からも見直しがあるということを知ったので、そういう意味では、今回、やっぱり王道としては戦略的に考えると政策があつて施策があるという、この構図をしっかりさせて、その上で各施策にそれぞれの目標指標がある、あるいは目標行動があるという、指標だけではなくて、その内容とか、あるいは成果の評価があるというように、構造をはっきりさせて取組を行うというのが、今後の大きな課題かなというふうに考えました。

ぜひ、そういうそもそもというところに戻っていただけると嬉しいかなと思います。以上です。

井上部会長 そのほか、ございませんか。

震災復興計画が発展期になるということですが、平成 29 年度中に見直し作業を終わらせて、平成 30 年度からということですよ。すると、政策評価部会で、その改訂が影響してくるのは、残念ながら平成 31 年度からなので、来年度評価するのは改訂前のものですね。ただ、今回いろいろ出された御意見というのは、今の見直しに反映してくるという理解でよろしいでしょうか。

企画・評価専門監 ビジョンや震災復興計画の下にある少し具体的な実施計画というものは、県として一体になっているものですが、平成 30 年度から震災復興計画の発展期に入るにあたり、平成 32 年度までの計画ということで新しくなります。ずっと引き継いできているものなので、大きな政策の柱や、それにぶら下がる施策の構造をダイナミックに変えるということはなかなか難しいのかもしれないけれども、今、委員方から御意見いただいたこと等を頭に置いて取り組むということでも違ってくると思います。

それから、いつ評価業務のほうに反映されるかについては、今部会長がおっしゃったとおり、来年の評価ではまだ前のままになりますけれども、その翌年からは新しい計画について評価をしていただくということになります。

井上部会長 今のお話ですと、将来ビジョンもある程度見直されてきているようですね。例えば、震災復興計画は、ある程度体系が見えていて、評価もそれに沿ってということで比較的評価しやすいのですが、ビジョンの書き方は必ずしもそうならないので、その辺の書き方もできれば工夫していただければという御意見が、分科会の中では出てきたと思います。その辺まで踏み込んではいかないということでしょうか。できればその辺まで、もし変えていただければ、より分かりやすくなるのかなという気がしますが、そのあたりいかがでしょうか。

企画・評価専門監 ビジョンそのものの改定ではなくて、その下の実施計画の改定になりますので、なかなか上のところまでというのは難しいところがあるかと思いますが、

評価に当たり何か工夫できることがないか、考えていきたいと思います。

福本委員 今の質問に関連してですが、資料の中に書面審議が何件あったか載っていませんが、将来ビジョンは対面審議と書面審議が同じくらいですが、震災復興計画は対面審議が4件、書面審議が19件となっています。やはり体系がしっかりしていると明らかに内容が分かりやすく、当然、審議もしやすくなっていて、逆に言うと、体系がしっかりしないと、書き方にそもそも問題があり、結局、対面審議の件数が増えるということだと思います。

政策の内容に関する文章が各政策のところに書かれてますが、将来ビジョンのほうは、「特に」とか、「また」、「さらに」などで結び、いろいろな施策を羅列するような書き方になっていて、逆に、震災復興計画のほうは大きな方向性が書いてあり、さらに、特にここに注意するといったことが書いてあって、結構、書き方が違います。この欄は別に将来ビジョンの文章をそのまま持ってこなければいけないということではないと思うので、政策評価用に要約を書き直すなどの工夫をされると、その後の各項目も体系的に書かれますので、ここを少し書き直すだけでも全然違ってくると思います。そこら辺もぜひとも御検討いただければと思います。

企画・評価専門監 分科会の中でも、委員からお話をいただいて、各課にも伝えていただいているところですので、どのようなことができるか検討していきたいと思います。

本岡委員 今の体系性というところについては、私も意見がございました。先ほどの県民からのパブコメがないというところとも結局関わってきますけれども、多分、全体を見ても、普通の方は読みたいとも思わないし、読んでも分からないと思うんですよね。何が分からないかという、なぜこの政策なのか、施策なのかという問題もありますけれども、施策をとったときも、なぜこの指標なのか、この指標はこの施策の充実にどのような意味を持つのかというところが分からないんですよね。だから、その指標がどうして取り出されているのかをお伺いすると、「継続的に把握しやすいから」と。特に教育とか、福祉とか、医療の分野というのは、成果というところではなかなか難しいところがあるんですが、定量的に測定できるかどうかよりも、この施策が大事で、この施策の充実を進めていますよということが分かる、そういう本質的なあり方の指標だと、この施策はこういうことで測ろうとしているんだということが分かりますし、測れない部分は文書で書いていけばいいわけで、数が多いからいいというわけでもないと思います。政策評価・施策評価が走り出してから14、5年になるところなので、そろそろ本質的に変えていかないといけないのかなと思うところです。

ですから、パブコメについても、こういう状態の中で出てきたパブコメの質自体が、よっぽど意見がある人として取り上げるのか、本当に県民が全体の大事なところで意見があるのかどうかということで、出てきたパブコメ自体も、まずは二重に三重に解釈して用いなければいけないような状況になっていて、パブコメの意味があるのかなということにもなってくるような気がしております。施策と指標ということをもう一度この時期にきちんと考えなければいけないのではないかなと思っております。

企画・評価専門監 ありがとうございます。こちらの指標についても、毎年度分科会、それから部会をやるたびに委員方から御意見をいただいているということで、担当課等に伝わっている部分もございますし、意見の中でも、例えば事業でこういう人数にこういった認定をしたとか、そういったもので上がっているものについては、それでどういう成果があったのかを説明してほしいというような意見などもつけていますので、今、作業を進めている部分に反映できる場所もあると思いますし、そちらについては、担当課と相談しながら改善できればと思っております。

本 図 委 員 すみません。もう一言。

担当課が教育の分野なら教育の分野、福祉の分野なら福祉の分野で、全体は多分御覧になっていないと思うんですよね。全体の中で、教育の成果が落ち込んでいるんですよという話を私なんかはお伝えするわけですがけれども、この指標は意味がある指標になっているかどうかということを担当課だけでお考えになると、「継続性ということで、いや、これなんです」とおっしゃるんですがけれども、全体で見たら、ほかの分野ではこういう意味のある指標を設定していますよというところを、統括しておられる事務局のようなところで、総括的に指導していくというか、支援していただけたらいいな、という思いもありました。

佐々木委員 今回の本図委員のお話、本当にもっともだと思っていて、政策もそうですけれども、施策の中には、横断的にやっていること、やらなければいけないことがたくさんあると思うのですが、そのあたりが非常に見えにくいというのが一つです。

施策についてのコメントは、ずっと読むと耳ざわりのいいもっともなことが書いてあるんですが、よく読むとものすごくぼんやりしているなということ、必ず委員会の意見で出されるものが具体的な課題と対応方針という言葉だったのですが、施策ごと、担当課ごとにコメントの書き方が全然違うなというのを感じるの、そこは少し話し合っ共有していただきたいなと思います。ぼんやりしているというのは、長期的なことも短期的なことも一緒に書かれているからだと思うんです。そこをきっちり書かれているところも一部はありましたけれども、ほぼ全体に言えるところですし、あとは昨年度の担当課に出したコメントが生きていないという部分、生きていところもあるけれども、生きていないところもある。その辺、意見として書いていただいたということを専門監に言っていただきましたが、それをどうやって担当課あるいは横断したところで共有するのかなというところをお聞きしたいと思いました。

企画・評価専門監 もちろん対面審議をしているところについては、具体的な課題を書くようにとか、そういうお話は伝わっていると思いますし、政策について、施策を横断して、全体を俯瞰して書くようにということも伝わっていると思います。

今年度は対面審議をせず、書面審議だけだったところもありますので、そこについては、やや文言のほうを詳しく、例年よりも少し具体的なキーワードを加えてコメントをつけております。そこは分科会の中でお話が出ていましたので、それについては少し工夫をしております。

いただいた御意見は政策担当課を通じて、各施策の担当課へお示しするわけで

すけれども、対面審議を通して指摘内容が分かっているところもあれば、そうでないところもあるのですが、悩んだときはこちらに問い合わせが来ます。

意見を踏まえた評価結果を早めに検討したいということだったので、各分科会でおまとめいただいた意見、この審議結果報告書の内容について、こんな意見になる予定ですということを既に情報提供してしまして、今、各課で作業を始めているわけですけれども、それについては問い合わせがかなり来ております。

あとは一つの施策の中にいろいろな事業が入っていますので、そういった事業の担当課とも話し合いをしながら、施策の担当課なり、政策の担当課なりでまとめていただくという形になっております。

井上部会長 　少し先の審議内容も合わせて御意見をいただきました。この答申案の判定及び委員会の意見欄の各分科会での判定結果に関しましては、今のところ、特に修正の御意見など出ていないようですが、その部分について、まず取りまとめさせていただきますと思います。

　具体で言いますと、資料4の15ページ以降、行政評価委員会の意見と判定につきまして、この原案から修正すべきところがございますら、御意見をお願いしたいと思います。細かい語句の修正までは十分チェックし切れていないのかもしれないのですが、内容的に概ねこれでよろしければ、この内容で取りまとめさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

　では、特に御意見ございませんので、判定及び意見についてはこの内容ということで取りまとめさせていただきますので、語句等は後ほど、事務局と私で再度チェックさせていただこうと思います。

　今議論していただいた部分に関わりますが、続きまして、この答申案のⅠからⅢの総論の部分、資料でいうと15ページまでのところについて、改めて御審議をいただきたいと思います。

　最初に、事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 　それでは、資料4の1ページを御覧ください。

　まず、「Ⅰ 答申に当たって」につきましては、行政評価委員会の委員長と、政策評価部会の部会長の連名で答申をするということで記載しております。

　2ページを御覧ください。

　「Ⅱ 調査審議の方法」につきましては、政策・施策に対する県の評価原案について調査審議が行われたこと、それから、調査審議の対象、進め方のほか、部会、分科会の開催状況を4ページまでに記載しております。

　5ページを御覧ください。

　「Ⅲ 調査審議の結果」につきましては、大きく2つの内容から構成されております。1としまして、政策・施策の調査審議結果を記載しております。7ページには2としまして、政策評価・施策評価に付した主な意見を記載しております。

　初めに、1の政策・施策の調査審議結果について御説明いたします。

　ここでは、政策・施策の成果に対する県の評価原案の妥当性についての判定、それから、政策・施策を推進する上での課題と対応方針に意見を付した結果を表にしております。

　宮城の将来ビジョン等の体系の政策の成果に対する判定は、14政策のうち、「適

切」が8、「概ね適切」が5、「要検討」が1でございました。先ほど部会長から御説明いただきましたけれども、「要検討」の判定をいただいた政策は、政策11「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」という政策でございました。また、政策を推進する上での課題と対応方針について意見が付された政策は、14政策のうち10政策でございました。施策につきましては、施策の成果に対する判定は33の施策のうち、「適切」が15、「概ね適切」も15、「要検討」が3でございました。要検討の判定をいただいた施策につきましては、政策8の22、先ほど御説明いただきましたが、「障害があっても安心して生活できる地域社会の実現」、それから、政策11の施策27「環境に配慮した経済社会システムの構築と地球環境保全への貢献」、それから、政策11の施策28「廃棄物等の3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正処理の推進」の3施策でございます。また、施策を推進する上での課題と対応方針について、意見が付された施策は33施策のうち、23施策でございました。

続きまして、6ページの(2)、宮城県震災復興計画の体系の政策の成果に対する判定ですが、こちらは7政策のうち、「適切」が4、「概ね適切」が3、「要検討」はありませんでした。また、政策を推進する上での課題と対応方針について意見が付された政策は、5政策でございました。施策の成果に対する判定は、23施策のうち、「適切」13、「概ね適切」10、「要検討」はありませんでした。また、施策を推進する上での課題と対応方針について意見が付された施策は、23施策のうち、13施策でございました。

なお、ただいま御説明申し上げました審議の結果につきましては、9ページ以降に一覧表を記載しております。政策・施策ごとの審議結果、判定理由につきましては、16ページ以降に掲載しております。

資料の7ページを御覧ください。

「2 政策評価・施策評価の判定等に付した主な意見」につきましては、御審議いただきました各分科会の意見を集約した形で取りまとめたものでございます。先ほど分科会長からいろいろ御説明いただき、皆様から御意見いただいたものについても概ね反映しているような形になっております。

(1)「政策・施策の成果について」の「① 県民に分かりやすい評価」では、政策と施策との関係、施策の方向と目標指標、事業との関係、それから県と市町村との関係などの体系を整理した上での分かりやすい評価理由の記載について言及して、意見をつけております。

それから、「② 政策全体を俯瞰した政策の成果の評価」では、政策の体系の整理及び施策との関連性を踏まえ、政策全体を俯瞰した総合的な評価の理由を提示するようという意見をつけております。

それから、「③ 目標指標の達成度の適切な把握及び評価理由の充実等」では、目標指標の実績値や達成度が把握されていないものや、設定されている目標指標の実績値のみでは施策の成果が十分に評価できないものが見受けられることから、各年度の目標値の設定や迅速な実績値の把握の必要性について、また、目標指標を補完するデータや事業の実績等の記載や、定量的な目標指標については、数字だけではなく、目標の達成によってどのような効果が得られるのか等を記載することにより施策の成果を分かりやすく示す必要があるなどといったところを取りまとめて意見を付しております。

それから、8ページを御覧ください。

政策・施策を推進する上での課題と対応方針については、PDCAサイクルの実効性を高めるために、的確な課題の設定及び対応方針の明示が重要であり、施策については、目標指標の達成状況、県民意識、社会経済情勢や事業の成果等を踏まえた施策の現状分析を行い、長期的・短期的視点から課題を把握するとともに、対応方針については、重点的に取り組む内容などを含め具体的に記載することと意見を付しております。それから、政策については、政策全体を俯瞰し、短期的な視点も加えた課題と対応方針を記載する必要があるといったところを取りまとめております。こちらは先ほど御意見ありました長期的なものや短期的なもの、それから、当該年度、取り組んでみて明らかになった課題で、それでは何に重点的に取り組むのかといったところも具体的に記載するようにといったところ、それから、政策全体を俯瞰してといったところなど、御意見をいただいたところを反映した形となっております。

なお、分科会において政策・施策ごとに頂戴いたしました御意見については、先ほど御覧いただきました16ページ以降に記載しております。

以上で、議事の(3)「平成29年度政策評価・施策評価に係る答申案について」の御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

井上部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今度は答申案の前半、ⅠからⅢの部分につきまして、今御説明いただいた内容につきまして御審議をお願いしたいと思います。

御意見、あるいは御質問等でも結構でございますので、ございましたらお願いします。先ほどもこれに関する御意見は賜ってはおりますけれども、それに更に追加してということでも差し支えございませんので、ぜひ御意見等をお願いしたいと思います。

まず一点、私から質問です。施策評価は分かりますが、政策評価を担当される部局については、どのように決まっているのですか。なぜ、その部局がそれを取りまとめられているのか疑問なのと、実際は、ある課の方が説明されていたりと、何となくボトムアップの形になっているような気がするんですけども、その辺の経緯を少し御説明いただけないでしょうか。

企画・評価専門監 その政策を構成している施策であったり、事業であったり、目的との関連性が一番重要なところ、目的に関連しているものを多く所管しているところで担当しているという仕組みになっています。あとは、各部局の中には、主管課といいますか、取りまとめをしている課で政策担当をするセクションを持っている課もありますので、そういったところで政策を担当しているということも中にはあります。

井上部会長 その背景は何となく分かりましたが、先ほど本図委員からも御指摘があったように、かなり多岐にわたる、一つの部、課では見切れないような、広い範囲の政策全体を、担当課レベルで評価しようとするにやはり無理があるのではないかと思います。県あるいは知事のトップダウンというか、知事自身がそれをやるのは非常に難しいと思いますけれども、例えば担当の副知事の方ですとか、ある

いはそういう全体を取りまとめるような部局のようなものがあれば、そういうところが政策の取りまとめをやっていかないと、今のボトムアップ式でやっていくと、どうしても俯瞰した評価というものが難しいのではないかなと思います、その辺はいかがなものでしょうか。

企画・評価専門監 各部局とも評価原案の作成に当たってはもちろん部長まで説明をしていますし、あとは政策財政会議という知事、副知事及び各部局長が入る会議で、原案と答申を受けた後の最終的な評価の決定を行うのですが、そこで各部局長が集まって具体的な議論をするというのはやはり難しいところがあるので、今部会長がおっしゃったようにしても、実質的に政策、施策を担当している主要なところ同士で話をしないと、政策財政会議というトップの会議でやっていくのは少し難しいのかなというふうに感じております。

井上部会長 今回の答申の中に具体的に書き込んでくださいということではなくて構わないのですが、その辺のところを今後の課題として上げていただければというふうに思います。

企画・評価専門監 ありがとうございます。

本 図 委 員 7ページから8ページの文章については、分科会で出ていた意見を簡潔に分かりやすくまとめていただいて、どうもありがとうございます。

その上で、今回、分科会で出た意見をまとめてくださっていますが、本質的にお願いしてきたところは、ずっと同じことを言ってきていて、今年初めて見る議論ということではほぼないと思うんですね。震災の後は震災復興を少し意識した文章だったと思うのですが、毎年こういうお願いをされていて、なぜ変わらないのかと。以前、行政評価委員会の堀切川委員長が、県がこういうふうに評価を大々的にやっていること自体、全国的ではなく、知的財産に値すると言っておられたぐらい、素晴らしいことだと思うんですね。これとは別に監査系のものもあるんですね。普通、そこだけで終わらせるのを、こういうふうに専門家を呼んできてきちんと議論をするということは、手間暇はかかっていると思いますが、大変素晴らしいことなので、もう一步、中身もすごいよねとなるようにしていただきたいと思います。煩瑣で専門家しか分からないものではなくて、みんなが見ても「この県の姿勢というのはすごいよね、やっぱり税金の使い方についてシビアに一生懸命やっておられるんだね」と思うようなものに、そろそろ15年経とうとしているところなので、大きな枠組みはとて素晴らしいことだという前提のもとに、中身も全国で見てもすごいという、そういうものに本質的に変えていく必要があるのではないかなと思います。

今、井上部会長がおっしゃった副知事のもとで横断的に評価自体、指標自体を見直していきますかということだってあり得るかもしれませんし、こういったことを7ページ、8ページにお書きいただけるかということ、また別問題だとは思いますが、ぜひ、枠組みはきちんと一致した上で、素晴らしいものだという前提のもとで、もっともっと質の向上というところを御検討していただきたいなと思っております、第2分科会でもいろいろと意見を申し上げておりました。趣旨

としては、やっぱりみんないいよねという前提で、ぜひぜひ大胆に本質的な改善をしていていただきたいなと思っております。

企画・評価専門監      ありがとうございます。非常に手間暇をかけて委員方にも御尽力いただいて、県としても、担当の班でも本当にかかりきりになってやっている事業でありますので、そういうふうに言っていただくと大変ありがたく思っております。

それから、全国の都道府県でも何らかの形では行政評価をされていますけれども、条例を根拠にしているところというのは余りないと聞いておりますので、やはり非常に先進的な事例であったのかなと思います。

いろいろな評価の業務をやっている中で見直しをかけていくということの必要性も感じてはおりますし、すぐできるのかとか、いつできるのか、どこまでできるのかということはありませんけれども、あとは内部で、それから行政評価委員会にも御相談するなり、御意見いただくなりして、取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

井上部会長      そのほか、御意見等ございますか。

福本委員      最初の15ページくらいにわたる概要部分で、7ページや8ページに書かれていることは、判定理由に付した意見という意味と、あとは評価の方法というか、枠組みに対する意見という意味と、両方を兼ねていると思います。ここでは判定理由に対する意見という書き方になっているのですが、枠組みに対する意見をここに書くことは望ましくないのでしょうか。内容としては、判定理由に対する意見を諮問されているのでしょうか。それとも、枠組みに対する意見とかも諮問されているという形なのですか。

企画・評価専門監      諮問されているのは、県の原案に対する判定と、その意見ということになりますので、この中で言及するのは少し難しいところがあると思います。

福本委員      分かりました。今、本図委員のおっしゃった枠組みの見直しについても、もう少しオーソライズしたような形で、きちんと書き込んだりできると、より次の年の改善につながっていくのかなという気はしています。

それと関連した話ですが、枠組みなどを直すときに、こうやって直してくださいとお願いしても、多分、できるときにやりますというような返答になって、なかなか改善されない気がするので、例えば担当の部署に示しているマニュアル等を委員に回覧していただいて、ここをこういうふうに直せばなどと委員側からも指摘をしていったほうがより実効性があがると思います。マニュアルを直せば、それで自然とできあがってくるものも変わってきますし、例文にしても、どういう例文をあげるかによって全然違ってくると思います。評価する我々にマニュアルを見せていただいて、マニュアルを直すというのが、多分、一番手っ取り早くできると思うので、そういう試みをぜひともやっていただくといいのかなと思います。

企画・評価専門監      例年、部会で出ました意見については、マニュアルにも反映をしております、

年度末と、それから年度初めの2回、説明会を開催しているのですが、その中でも説明するようにしております。マニュアルに載せたけれども、出てきた評価原案には反映されていない場合、委員の皆さんから御指摘があったようなことについては、事務局の確認の段階で、こういう書き方をしてくださいという助言はしていますので、その辺、マニュアルに入れると反映されやすいというところは確かにあると思います。

福本委員　ただ、そのマニュアルについても、我々が言うことと、それを事務局の方がお聞きになったこととで、ちょっとズレが生じると思います。ですから、こういう場で、直接みんなで意見を出し合って、こういうふうに直したほうがいいとか議論したほうが、全体の労力がすごく下がる気がします。やはり、結局我々が出した意見とは異なる書き方のものが結構出てきて、書き方がおかしいのではないとか、ロジックがずれているのではないとかといったことで、何回もやりとりが生じたりとか、対面審議したりとか、そういう手間が発生します。最初にでてくるものが、より我々が評価しやすいものになっていけば、それだけでも大幅に手間が減ると思いますので、ぜひともそこら辺を検討いただければと思います。

企画・評価専門監　分かりました。では、どういう方法があるか検討していきたいと思います。

井上部会長　少なくとも本年度は皆さん委員を継続されるので、メールとかで事前に、こういうマニュアルを各部局に流すので、コメントがあればくださいというようなことを出していただければ、それに対していろいろ我々もコメントできると思いますので、それを採用するかどうかは事務局の御判断でいいと思うんですが、やはりいろいろやってみて、各委員の方もいろいろと御意見をお持ちだと思いますので、そういうものはうまく活用するようにされるとよろしいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

企画・評価専門監　マニュアルも厚いものになっているので、全て御覧いただくと大変かと思いますが、変えた部分、分科会や部会で出たお話を反映した部分を明示して御意見をいただくようにすれば、委員方にもそんなに御負担をおかけしないのかなと思いますので、その辺も、もし協力いただければお願いしたいと思っております。

井上部会長　そのほかございますか。

それでは、大分時間も迫ってまいりましたので、その他の御意見がなければ、今までの御意見を踏まえまして議論をまとめさせていただきたいのですが、答申案そのものについて、変更とかそういった御意見は特になかったかと思しますので、答申案につきましては、この前半部分は原案のままということで、これを答申として知事に持っていきたいと思います。

これに関連していただいた御意見は、事務局で今後の行政評価に反映させていくということで御検討いただくということですので、そういったことでまとめさせていただいて、答申案につきましては、原案のとおりということでお認めいただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、先ほども申しましたけれども、答申の細かい語句等の調整につきまして

は、事務局とも相談しながら部会長に御一任いただければと思います。

それから、今の予定ですと、7月24日に知事に対して答申を行うということですが、この答申につきましても、部会長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上、本日の議事(1)から(3)までは以上ということになりますけれども、続きまして、その他として、事務局から書面審議の実施状況等について、御報告があります。あと、時間も少し迫っていますけれども、それについても委員の皆様からの御意見等も賜りたいと思います。

まず事務局から、書面審議の実施状況等について、御報告をお願いいたします。

企画・評価専門監

それでは、資料5を御覧ください。

平成29年度政策評価・施策評価における書面審議の実施状況等についてでございます。

書面審議の実施状況につきましては、御覧のとおり、分科会ごとに記載しております。全体としましては、約半分が書面審議で実施されたということになりまして、どちらかという、震災復興計画はハード整備が中心になっている政策が多かったり、ビジョンと少し重なっている部分もあったりということも影響してか、震災復興計画のほうが書面審議が多く、約半数が書面審議ということになってございます。

2番の「書面審議の導入についての意見」は、各分科会で委員の皆様からいただいた御意見でございます。

(1)は、書面審議の導入そのものについての御意見でございます。

「非常に効率的に審議できる方法ではないか。」「システムとしては悪くない。」といった御意見のほかに、3目になります、「全てを対面審議とする必要はないが、対面で行うと理解が深まるので、判定に必要であれば対面がよろしい。」という御意見もございました。それから、「事前の書面での質疑への回答が意図どおりの内容であれば書面でいいと感じた。」というような御意見や、「書面審議とされた政策・施策の担当課が説明反論できないことにフラストレーションを感じているのではないか。」というような御意見もいただきました。最後の御意見につきましては、書面ではなく対面で説明したいというものがあれば申し出てくださいということで、質疑への回答を依頼する段階で、担当課へお伝えしておりますので、こちらについては、担当課の希望で対面での説明が実施できるということになっております。

(2)は、書面審議の良い点についての御意見でございます。

「質疑応答について対面での繰り返しがなく、効率的である。」「審議の濃度が濃くなった。」「メリハリがつき、聞きたいところに時間をかけられる。」「分科会の回数が減少し、負担が軽減された」というような御意見がございました。

それから、裏面に参りまして、(3)の改善点についての御意見といたしましては、「3人で意見交換することにより論点が整理されるので、論点整理にもう少し時間をかけたい。」とか、「書面の質疑事項について、県の回答を求めた後に改めて文書照会できると、対面審議をさらに減らせるかもしれないと感じた。事前の質疑事項の提出期限をさらに早めることができれば対応可能ではないか。」という

御意見をいただきました。こちらは1回目の部会でも御意見をいただきましたが、そのためには、書類を御覧いただき、質疑を出していただく期日を前倒ししなければならないというようなお話をしてございました。

それから、3つ目になりますが、「事前の質問以外は対面審議で質問しないとルール化すれば、質問の関係課以外は出席不要となり負担軽減につながる。」という御意見がありました。特に施策の対面審議ですと、指標や関連事業の担当課も来ますので、対面審議では事前の質問に関連する事項についてだけ質問するということにすれば、負担軽減につながるのではないかという御意見だと思います。

最後に、「基本票に昨年度評価の内容も一緒に見ることができると、何がどのように変わったかの論点が把握できるので、効率的に質問することができ、時間の短縮化が図られる。」といった御意見がございました。こちらについては、基本票をお配りする段階で、昨年度の分をあわせてお配りすればよろしいのかなと考えてございます。

それから、(4)のその他の御意見でございます。

「対面審議の際、担当課による冒頭の概要説明が省略されたのはよい。」ということについては、各分科会に共通した御意見でございました。

あとは、「審議方法について、例えば、二、三年に必ず一回は対面審議とするようなローリングの方法もあると思う。」「対面審議の場合は委員の意見が伝わりやすいが、書面審議の場合は伝わりにくいのではないかという懸念がある。減らし過ぎるのはいかがかと思う。」それから、「書面審議とした政策・施策について、対面で直接説明を受けると理解が深まり印象が変わることがあるので、対面審議せずに判定してよかったらと思うものはある。」最後に、「担当課による冒頭の説明を省略したので、全部対面審議としてもよいのではないか。」という御意見もございました。

事務局からの説明は以上でございます。

井上部会長 どうもありがとうございました。

いろいろ御意見をまとめていただいておりますけれども、このほか、あるいは関連してでも結構ですので、何かこの場でぜひ御発言したいという意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私の印象としては、少しおっかなびっくりの書面審議の導入でしたが、御意見を見ても、結果的には比較的うまくいったし、事務局が意図されていた、対面審議を半分くらい減らすというのも結果的には達成されているということで、大きな方向としては来年以降もこの形でよいのかなと思います。少しいろいろな懸念事項や、これで本当に審議していいのかどうか、最後の意見にもありましたけれども、少し不安があるというようなところもあって、そこら辺をどうやって解決していくかというあたりは課題かなと思います。

ということで、概ね試みは成功したのではないかなと私は思いました。

そのほか、委員から、一言ずつでも今回の審議方法について御意見いただければと思います。内海委員、いかがでしょうか。

内海委員 私もおっかなびっくりで、事前の論点整理で、新たな質問が出てきたらどうしようという懸念がありましたが、それは余り出ていませんでしたね。事前に3人

で話をして、むしろ質問を絞るようなことができたので、それは非常に良かったと思います。お互いに専門分野が違うので、我々もお互いの質問を読んで、こういう質問だったのかなというところがあって、だから、今回は良かったんじゃないでしょうか。論点整理の時間を延ばしてくださいと書いてあるけれども、延ばすと切りがないというところもあるので、これでいいのかなと思います。以上です。

本 岡 委 員 私としては概ね良かったという印象を持っております。

佐々木委員 最初の不安はなくなったかなというところで、結果的には良かったのかと思っています。それに際して、回数が減っている分、事前に資料を見る量が多くなるので、最初の部会の後、1回目の分科会までの時間が短いのですが、たまたま私、数日の出張が入っていてすごく大変だったというところがあるので、そのあたり、少しでも事前に書類を読み込む時間をいただくとありがたいなと感じています。

佐藤委員 今回初めて委員をさせていただいたのですが、書面審議の上手な運用には、やはり目利きのような力が必要だと思います。分科会長はじめ委員の皆様が政策評価に関してベテランなので、上手な運用が実現できていると思います。限られた時間の中で、確認すべきことに時間を有効にかけられて、トータルでいい評価に結び付いたものと感じています。初めての参加ですけれども、今回の書面審議の導入は適切であると感じているのが正直なところです。

福本委員 私も書面審議は非常に良かったかと思っています。ただ、前も申し上げましたけれども、対面審議のとき、関係課の方が全員後ろにおられても、非常に時間が制約されて、余り効率的ではない気がするので、細かい事業の成果に関する質問はできるだけ事前の書面質問で済ませるようにしておいて、政策全体を俯瞰してですとか、施策全体を俯瞰してですとか、書いた人に対して集中的に対面審議するようなものがないのかなと思っています。だから、場合によっては、書面審議となった政策や施策についても、書いた人に関してはオブザーバーで参加していただいて、我々の議論を聞いていただくとか、そういうふうにしたほうが、伝言ゲームでちゃんと伝わらないといったことを防げるので、そこら辺、少し実効性を持たせるような形で、やり方を検討されてもいいのかなとは思っております。

井上部会長 どうも、一通り、御意見いただいて、ありがとうございました。

あと何かありましたらお願いしたいと思いますが、これは何かを決めるというよりも、皆さんの御意見を次年度以降の分科会の進め方の参考にさせていただくということですので、何か、もしこれだけはあることがありましたらお願いいたします。来年度につきましては、年度初めなりに、また改めて、より具体的な進め方について事務局から御提案があるかと思いますが、今年のやり方については皆様概ね良かったという御意見だったと思いますので、基本的には、それを踏まえて次年度の分科会の進め方を御検討いただければと思います。

では、その他の書面審議の実施状況については以上とさせていただいて、そのほか、何か委員の皆様からございましたら承りたいと思いますが、よろしいでし

ようか。

では、特にないようですので、以上で本日の議事を終了したいと思います。議事を事務局にお戻しいたします。

司 会 それでは、以上をもちまして、平成 29 年度第 2 回政策評価部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 内海 康雄 印

議事録署名人 本図 愛実 印